

令和元年6月12日  
31中教庶第164号

## 中央区教育振興基本計画検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 中央区教育振興基本計画の策定に必要な事項を検討するため、中央区教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について調査・検討を行い、その結果を教育長に報告する。

- 一 中央区教育振興基本計画に盛り込むべき内容に関すること
- 二 その他、必要と認める事項

### (組織)

第3条 検討委員会は、14人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- |                        |      |
|------------------------|------|
| 一 学識経験を有する者            | 3人以内 |
| 二 区立小学校・中学校・幼稚園長       | 3人以内 |
| 三 区立小学校・中学校・幼稚園PTAの構成員 | 3人以内 |
| 四 社会教育関係者              | 2人以内 |
| 五 区長部局職員               | 2人以内 |
| 六 教育委員会事務局職員           | 1人以内 |

3 検討委員会の下に幹事会又は部会を設けることができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から令和2年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等及びその職務)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

5 検討委員会の会議は、公開するものとする。ただし、検討委員会の決定により公開しないことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月17日から施行する。